

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	指導監査事業費		部課コード	1109	予算事業科目	010301010230	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	健康福祉部	部長名(2次評価者)	舩田 郁男		個別事務	全部	010301010230	-		
	担当部署	指導監査課	所属長名(1次評価者)	橋本 和明					-		
	電話番号	088-823-9428	E-mail	kc-110900@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成24年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	00	その他の行政経費及び一般行政経費							政策基本方針 (その他の行政経費及び一般行政経費)
款	03 民生費	政策	00	その他の行政経費及び一般行政経費							
項	01 社会福祉費	施策	00	その他の行政経費及び一般行政経費							
目	01 社会福祉総務費	区分	00	その他の行政経費及び一般行政経費							

※一部(社会福祉法人に関する部分)法定受託事務あり

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	社会福祉法第70条, 児童福祉法第46条第1項, 老人福祉法第18条第1項他		法定受託事務	<input checked="" type="radio"/>
県条例・規則・要綱等				
市条例・規則・要綱等	社会福祉法人等指導監査実施要綱, 高知市介護保険施設等指導要綱			
その他(計画, 覚書等)				

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	市内社会福祉法人, 社会福祉施設, 介護保険事業所等		
意図	どのような状態にしていくのか	社会福祉法人, 社会福祉施設及び社会福祉事業等の適正な運営による社会福祉の向上		
手段	事業実施体制等	直営(指導監査課)	事業開始年度	平成10年度
			事業終了年度	-
活動内容	どのような事業活動を行うのか	対象法人, 施設, 事業所について定期的な一般指導監査及び実地指導を行う。著しい基準違反等に対しては随時特別指導監査及び監査を実施する。		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	社会福祉施設等指導監査実施数	年度当初に市社会福祉法人等指導監査連絡会議において承認される社会福祉施設等指導監査実施計画数と実績数	
	B			
	C			

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	社会福祉施設等指導監査実施数	135	158	131	248		
			135	156	122			
	B	目標						
		実績						
C	目標							
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額(千円)	920	905	947	2,186		
		財源内訳	国費(千円)					
			県費(千円)					
			市債(千円)					
			その他(千円)					
			一般財源(千円)	920	905	947		2,186
	翌年度への繰越額(千円)							
	② 概算人件費等	人件費等(千円)	24,912	24,312	24,312	45,136	※県からの派遣職員1名は正規職員に含めず。	
		正規職員(千円)	22,200	21,600	21,600	37,000		
		その他(千円)	2,712	2,712	2,712	8,136		
		人役数(人)	4.00	4.00	4.00	9.00		
		正規職員(人)	3.00	3.00	3.00	5.00		
		その他(人)	1.00	1.00	1.00	4.00		
総コスト=①+②(千円)		25,832	25,217	25,259	47,322			
市民1人当たりコスト(円)		76	74	75		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数(人)		339,714	339,130	337,875				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

定期的な実地指導監査によって、社会福祉法人等の適正な運営を担保することを目的とするため、事業の成果を数量的に表すことは難しいが、機動力を発揮しながら各指導監査対象を実地に指導していくことにより、社会福祉サービス全般の質的底上げ及びレベルアップに資するものと考えられる。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 24 年 8 月 24 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	5.0	社会福祉法や児童福祉法、介護保険法等を根拠として行うものであり、行政として実施義務のある事業である。 児童、高齢、介護、障がい等社会福祉分野における各種サービスの適正運営は市民生活の安心につながるものであり、市民のニーズは非常に高い。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	A		
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	B	4.0	概ね、毎年度当初に作成した計画どおり指導監査を実施できている。 権限移譲により、平成24年度からは大幅に指導監査対象が増加したため、より効率的かつ重点的な指導監査を目指して日程や実施体制の見直しを適宜行っていく。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A		
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	指導監査は公正かつ中立な立場で行うべきものであり、基本的に行政が担うべき事業である。 また、経費のほとんどが人件費であり、現状ではコスト削減の余地はない。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A		
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	広く市民一般が安心して生活できる社会福祉サービスの提供を目指すものであり、公平性は極めて高いと言える。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合点	19.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 6 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	法令に根拠を持つうえ、広く社会福祉サービス全般の適正化とレベルアップを目的とする極めて公共性の高い事業であるため、事業継続が必要である。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項